

大阪府立大学フルタイム契約職員に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 80

最近改正 令和 3. 5. 31 規程 120

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤教職員等就業規則」という。)第 2 条第 3 項の規定に基づき、フルタイム契約職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「フルタイム契約職員」とは、非常勤教職員等就業規則別表第 1 の区分の 2 に規定する者をいう。

(採用の方法)

第 3 条 フルタイム契約職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

(給与の種類等)

第 4 条 フルタイム契約職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 フルタイム契約職員の給料には、通勤費を加算しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある者については、理事長は、労働契約において給与の種類を個別に決定することができる。

(勤務時間)

第 5 条 フルタイム契約職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、勤務実態に応じて始業及び終業時刻を 15 分繰下げることができるものとする。

(1) 始業時刻 午前 9 時

(2) 終業時刻 午後 5 時 30 分

2 前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、その者の所定労働時間を超えない範囲内において個別に勤務の始業及び終業の時刻を定めることがある。

(非常勤教職員等就業規則の適用)

第 6 条 フルタイム契約職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、非常勤教職員等就業規則を適用する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3. 5. 31 規程 120)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。